

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	住民税非課税世帯給付金の支給及びみやこ町住民税均等割のみ課税世帯等給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みやこ町は、住民税非課税世帯給付金の支給事務及び住民税均等割のみ課税世帯等に対する給付金の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県みやこ町長

公表日

令和7年1月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯給付金の支給及び住民税均等割のみ課税世帯等給付金の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(通称: 公金受取口座登録法)第10条の特定公的給付として指定される「みやこ町住民税非課税世帯給付金支給事業」及び「みやこ町住民税均等割のみ課税世帯等給付金支給事業」を実施するため、「みやこ町住民税非課税世帯給付金支給事業実施要綱」及び「みやこ町住民税均等割のみ課税世帯等給付金支給事業実施要綱」に基づき、次の事務で特定個人情報を取り扱う。 1. 支給対象者の抽出に関する事務 2. 受給資格の確認に関する事務 3. 受取口座の確認に関する事務
③システムの名称	1. Acrocity 2. 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. 給付金支給システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯給付金支給対象者ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みやこ町役場 総務課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みやこ町役場 保険福祉課 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話: 0930-32-2516
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーが記載された書類は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に則り、鍵付きキャビネットに厳重に管理している。	

9. 監査	
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧が可能となるようアクセス権限を実施している。システムへのアクセス権限を利用する事務担当職員ごとにログインIDとパスワードを設定し、ログイン時に生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスすることで、物理的な安全対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	みやこ町役場総合行政委員会事務局 福岡県京都市みやこ町勝山上田960番地 電話番号0930-32-6004	みやこ町役場総務課 福岡県京都市みやこ町勝山上田960番地 電話番号0930-32-2511	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和5年5月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和5年5月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和7年1月28日	I 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ①事務の名称	みやこ町住民税非課税世帯給付金の支給及びみやこ町住民税均等割のみ課税世帯等給付金の支給に関する事務	住民税非課税世帯給付金の支給及び住民税均等割のみ課税世帯等給付金の支給に関する事務	事後	
令和7年1月28日	I 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。）第10条の特定公的給付として指定される「みやこ町住民税非課税世帯給付金支給事業」及び「みやこ町住民税均等割のみ課税世帯等給付金支給事業」を実施するため、「みやこ町住民税非課税世帯給付金支給事業実施要綱」及び「みやこ町住民税均等割のみ課税世帯等給付金支給事業実施要綱」に基づき、次の事務で特定個人情報を取り扱う。 1 支給対象者の抽出に関する事務 2 受給資格の確認に関する事務 3 受取口座の確認に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（通称：公金受取口座登録法）第10条の特定公的給付として指定される「みやこ町住民税非課税世帯給付金支給事業」及び「みやこ町住民税均等割のみ課税世帯等給付金支給事業」を実施するため、「みやこ町住民税非課税世帯給付金支給事業実施要綱」及び「みやこ町住民税均等割のみ課税世帯等給付金支給事業実施要綱」に基づき、次の事務で特定個人情報を取り扱う。 1. 支給対象者の抽出に関する事務 2. 受給資格の確認に関する事務 3. 受取口座の確認に関する事務	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の101の項 〇番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 〇公金受取口座登録法 第10条	番号法第9条第1項別表135の項	事後	番号法等改正による変更
令和7年1月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 〇番号法第19条第8号 別表第二の第121の項 〇番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第59条の4 【情報提供の根拠】 提供なし	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 提供なし	事後	番号法等改正による変更
令和7年1月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	みやこ町役場総務課 福岡県京都市みやこ町勝山上田960番地 電話番号0930-32-2511	みやこ町役場 総務課 福岡県京都市みやこ町勝山上田960番地	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	みやこ町役場保険福祉課 福岡県京都市みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2516	みやこ町役場 保険福祉課 福岡県京都市みやこ町勝山上田960番地 電話：0930-32-2516	事後	
令和7年1月28日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更
令和7年1月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月28日	V リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更
令和7年1月28日	V リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	様式変更に伴う追加	事後	様式改正による変更